

入院時の食事負担の引き上げについて

入院したときの食事については、1食あたりの総額と患者負担額(食事療養標準負担額)が決められており、その差額を「入院時食事療養費」として現物給付しています。

そのうち患者負担額は、平均的な家計での食費の状況等を勘案し厚生労働大臣が定めるとされています。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、1食あたりの総額と患者負担額が以下のとおり引き上げられました。

	新	旧
1食あたりの総額	690円	670円
患者負担額(一般所得者)	510円	490円
(低所得者:90日目まで)	240円	230円
(低所得者:91日目から)	190円	180円

(令和7年4月1日改正)